

ケアステーションるぴなす

看護小規模多機能型居宅介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ルピナス新潟が運営するケアステーションるぴなす（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護（以下「看護小規模多機能」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の様態や希望に応じて、随時通い、訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供することを目的とする。

(看護小規模多機能の運営の方針)

- 第2条 利用者がその居宅において、又は事業所に通い若しくは短期間宿泊をし、当該事業所において家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活の継続を支援するものとする。
- 2 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 3 看護小規模多機能を提供するに当たり、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(指定看護小規模多機能と指定訪問看護の一体的運営)

第3条 指定看護小規模多機能及び指定訪問看護のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアステーションるぴなす
- (2) 所在地 新潟市中央区高志2丁目20番10号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業者（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

従業者の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される複合型サービスの事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 介護職員 10人以上

利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

- (3) 看護職員 3人以上

利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

- (4) 介護支援専門員 1人

利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえ、援助の目標、目標達成のための具体的なサービス等を記載した複合型サービス計画を作成する。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日

- (2) 営業時間 通いサービス 午前9時30分から午後4時
宿泊サービス 午後4時から午前9時30分
訪問サービス 24時間

(登録定員及び利用定員)

第8条 事業所の登録定員及び利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 25人
(2) 通いサービスの利用定員 15人
(3) 宿泊サービスの利用定員 9人

(看護小規模多機能の内容)

第9条 看護小規模多機能の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
(2) 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
(3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

2 看護小規模多機能の提供に当たり、次の点に留意するものとする。

- (1) 看護小規模多機能は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。
(2) 看護小規模多機能は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
(3) 看護小規模多機能の提供に当たっては、看護小規模多機能居宅サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

- (4) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡等による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービス提供を行う。
- (5) 看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第 10 条に規定する看護小規模多機能居宅サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行うものとする。

(看護小規模多機能居宅サービス計画等の作成)

- 第 10 条 事業所の介護支援専門員は、看護小規模多機能の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能居宅サービス計画を作成するものとし、その作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行うものとする。
- 2 看護小規模多機能居宅サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めるものとする。
 - 3 事業所の介護支援専門員は、看護小規模多機能居宅サービス計画の作成後においても、常に看護小規模多機能居宅サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能居宅サービス計画の変更を行うものとする。
 - 4 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成するものとする。
 - 5 事業者は、主治の医師に訪問看護計画及び訪問看護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図るものとする。

(指定看護小規模多機能等の利用料等)

- 第 11 条 指定看護小規模多機能等の利用料は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚告第 126 号）」に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用者から利用料の負担割合分の支払いを受けるものとする。ただし利用者が介護保険法に定める給付制限を受けている場合は、当該給付制限の内容に従うこととする。
- 2 事業所は、前項の利用料の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
朝食 470 円、昼食 690 円、夕食 580 円とし、1 食単位で費用の支払いを受けるものとする。
 - (2) 宿泊に要する費用
1 泊あたり 2,300 円とする。
 - (3) おむつ代
実費
 - (4) 看護小規模多機能の提供に当たって、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当であると認められるもの。
 - ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用
実費

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用
実費

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

ただし、第2項第1号及び第2号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、新潟市中央区、東区、江南区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第14条 従業者は、看護小規模多機能の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行うものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 看護小規模多機能事業者は、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情等への対応)

第16条 事業者は、看護小規模多機能に関する利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じるものとし、その概要を利用者及びその家族に文書により説明しなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録し、当該苦情がサービスの質の向上に資するものとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。

- 3 事業者は、利用者又はその家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会等が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、苦情を申し立てた利用者又はその家族にいかなる差別的な取り扱いを行ってはならない。

(非常災害対策)

第 17 条 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急を要する場合に備え、防火教育を含む避難訓練を、年 2 回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全を期するものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(秘密の保持)

第 18 条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らしてはならない。また、従業者が雇用契約を終了した場合においても同様とする。

- 2 事業者は、前項に定める者が正当な理由なく秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報等を用いる場合は、利用者又はその家族からあらかじめ文書により同意を得るものとする。

(衛生管理等)

第 19 条 事業者は、その利用者の使用する食器その他設備、食材及び飲料について、衛生的な管理を行うなど衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(運営推進会議)

第 20 条 事業者は、提供する看護小規模多機能を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、新潟市の職員又は事業所が所在する地域を管轄する包括支援センターの職員、看護小規模多機能について知見を有する者等とし、おおむね 2 月に 1 回以上開催するものとする。
- 3 事業者は、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。またその内容について記録を作成し、当該記録を公表するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 21 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止の為の指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待が発生した場合、速やかに、これを市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(その他運営に関する留意事項)

第 22 条 事業者は、サービス提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業者は、従業者の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に指定看護小規模多機能等を提供できるよう、従業者の勤務体制を整備し、次のとおり研修を実施するとする。

- (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年 1 回以上
- (3) 継続研修 年 1 回以上

3 事業者は、利用者に対する看護小規模多機能の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 看護小規模多機能居宅介護計画
- (3) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (4) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (6) 苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- (8) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録

附 則

この運営規程は平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

この運営規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。